

## 神戸市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という）の適切な維持管理が行われるよう、必要事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、神戸市下水道条例（昭和50年10月第40号以下「条例」という。）による。

2 この要綱において「システム」とは、生ごみを粉砕し、これを排水処理槽等で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体である。

なお、このシステムは下水道法第10条に基づく排水設備と位置付ける。

3 メーカーとは、システムについて公益社団法人日本下水道協会（以下、「下水道協会」という。）の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）による製品認証を受けた者をいう。

4 使用者とは、システムの維持管理に最終的に責任を負う者で次に掲げる者をいう。

イ 独立建築物の所有者又は賃借人

ロ 賃借集合建築物の所有者

ハ 分譲集合建築物の所有者の代表

ニ 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要があると認める者

5 申請者とは、システムの新設又は変更をしようとする者をいう。

6 維持管理業者とは、システムの維持管理のためメーカーに指定された維持管理業者をいう。

### (設置機種)

第3条 設置するシステムは、下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）による製品認証を受けたものでなければならない。

2 前項において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置したもの並びに平成27年3月31日までに当該システムに係る計画の確認がなされる場合においては、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律201号。）第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシステム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成16年3月）に基づき評価機関により適合評価を受けたものはこの限りでない。

### (排水設備計画確認)

第4条 システムを新設又は変更する場合は、条例第3条及び神戸市下水道条例施行規則第3条に基づく申請を市長に提出し確認を受けなければならない。この場合、様式第1号による「ディスポーザ排水処理システム設置（変更）申請書」にそれぞれ次に掲げる図書（1部）を添付して市長に提出する。  
下水道協会による製品認証書の写し。ただし、第3条2項の規定に該当するときは適合評価書一式の写し

システムの仕様書及び構造図

- ・システムのフロー
- ・ディスポーザ
- ・排水処理部
- ・排水設備設計図（ディスポーザから排水処理部までの配管図面）

#### 維持管理計画書

- ・維持管理体制
- ・維持管理要領（点検項目、頻度及び処理水質基準）

#### （維持管理に関する指導）

第5条 市長は、条例第3条に基づく計画の確認を行う場合には、システムの適正な維持管理のため申請者、又は申請者と使用者が異なる場合は使用者に対し、次の各号に関する指導、又は勧告をすることができる。

- （1）当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- （2）当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、市長が必要であると認めたときは、その資料を提出すること。
- （3）当該システムの適切な維持管理を確保するため、市長が必要であると認める場合には、立入検査等の措置に応じること。
- （4）その他市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

#### （使用者の地位の承継）

第6条 当該システムの使用者に変更が生じたときは、変更後の使用者が当該システムの適切な維持管理を行うことの地位を承継する。この場合様式第2号の「使用者変更届」を市長に提出する。

#### （メーカーに対する指導）

第7条 市長は、メーカーに対し必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導する。

- （1）システムの販売に当り、使用者に対し、当該システムの維持管理については維持管理業者との維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- （2）使用者に対し、市長の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- （3）市長が行う維持管理に関する指導に協力すること。

#### 附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

神戸市長 あて

## デスポーザ排水処理システム設置（変更）申請書

申請者 住所  電話	氏名
設置場所 神戸市 区 (建物名称： 建物総戸数： 戸)	
設置するシステム	デスポーザ 設置個数
認証製品等の名称	個
認証番号	
評価番号	
規格適合取得者	
確約事項 本申請の建築物に設置する「デスポーザ排水処理システム」の維持管理について、下記の通り確約いたします。 1 当該システムの使用者が確定した際には維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結し、維持管理計画書に基づき、十分な協議を行い、各々（製造者、販売者、維持管理業者、使用者）の役割を認識した上で、当該システムの維持管理を適切に行います。 2 維持管理に関する点検記録等に関する資料は3年間保存するとともに、市長が必要であると認めるときは、その資料を提出するとともに立入検査等の措置に応じるものとします。 3 使用者確定までの維持管理業務は申請者において、責任をもって行います。	
添付書類 ・位置図 ・(公社)日本下水道協会による製品認証書(写) ・システムの仕様書及び構造図 ・システムのフロー ・デスポーザ ・排水処理部 ・排水設備設計図(デスポーザから排水処理槽までの配管図面) ・維持管理計画書 ・維持管理体制 ・維持管理要領(点検項目、頻度及び処理水質基準)	
入居予定時期	年 月

様式第 2 号

## 使用者変更届

神戸市長 へ

神戸市ディスポーザ排水処理システム取扱要綱第 6 条の規定により、使用者を変更しましたので届け出いたします。

記

年 月 日

前使用者  
住 所

氏 名

新使用者  
住 所

氏 名